



## 東御市と女子栄養大学との連携協力に関する包括協定書

東御市と女子栄養大学（以下「両者」という。）は、相互の連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり包括協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携と協力のもと、各々の資源の相互活用と人的交流を行い、豊かな地域社会の形成・発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 食と健康・福祉に関する事項
- (2) 教育、文化、スポーツ及び生涯学習に関する事項
- (3) 経済・産業振興に関する事項
- (4) その他、目的を達成するために両者が必要と認める事項

### （実施条件）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に係る条件及び経費負担等について別途協議し、個別協定を交わすことができる。

### （協議事項）

第4条 両者の連携協力による事業を円滑に推進するため、両者の求めに応じ協議の場を設けるものとし、その運営はそれぞれ東御市当該事業担当部署及び女子栄養大学広報戦略室社会連携課において実施する。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後の更新についても同様とする。

### （その他）


第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、両者が別途協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名捺印のうえ、各々の1通を保有する。

令和2年2月14日

長野県東御市県281番地2

東御市長

茂岡利夫 

埼玉県坂戸市千代田三丁目9番21号

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部

学 長

香川明夫 